

奈良県告示第二百八十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

令和三年十二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 名称及び所在地

株式会社ジャックス

北海道函館市若松町二番五号

二 納付させる歳入

なら歴史芸術文化村、奈良県立美術館、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館、奈良県立万葉文化館及び奈良県立民俗博物館の観覧料等のうちQRコード決済を利用して納付するもの

三 納付事務の取扱開始日

令和四年二月一日（なら歴史芸術文化村の観覧料等については、同年三月二十一日）